

6 盛福障第 425号
令和 7 年 1 月 10 日

指定障害児通所支援事業所の管理者 様

盛岡市長 内 舘 茂

障害児通所支援事業所の支援プログラム公表状況に関する届出について（通知）

本市障がい福祉行政の推進に対しては、平素から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）が令和6年4月1日より改正され、新たに「支援プログラムの策定及び公表」が義務付けられています。（ただし、令和7年3月31日までは努力義務とする経過措置あり）

つきましては、下記のとおり支援プログラムの策定及び公表状況を把握する必要があることから、令和7年3月31日（月）までに届出をお願いします。

なお、公表状況について指定権者に届出がされない場合は、報酬告示の規定に基づき、支援プログラム未公表減算（届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月までの間、利用児全員について減算（所定単位数の100分の85））が適用されることに御留意願います。

記

1 対象事業所

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び居宅訪問型児童発達支援事業所

2 市への届出

(1) 届出書類

ア 支援プログラムの公表状況に関する届出書（事業所単位で1枚提出）

イ 支援プログラム（公表しているもの。サービス種別ごとに作成すること）

(2) 届出期限 令和7年3月31日（月） ※必着

(3) 提出方法 郵送又は持参

(4) 提出先 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号 盛岡市保健福祉部障がい福祉課 事業所係

3 支援プログラムの策定及び公表に当たっての留意事項

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き（こども家庭庁）を参考に、支援プログラムを策定し、事業所または法人のホームページに掲載して公表すること。なお、インターネットでの公表が困難な場合については、紙媒体を事業所の見やすい場所に掲示の上、利用児の保護者へ配布する方法によることもできるものとする。その場合には、実際に事業所でどのように公表されているか分かるような写真を併せて提出すること。

(担当) 盛岡市保健福祉部 障がい福祉課
事業所係 齊藤
電話：019-613-8296（内線2536・2535）
メール：shogai@city.morioka.iwate.jp